

第83号（令和3年10月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区本町6丁目50番地の10

目次

頁

【条例】

- △ 横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例【道路局河川管理課】 3

【告示】

- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 4
- △ 同 【財政局税制課】 5
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定【健康福祉局障害施策推進課】 6
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止【健康福祉局障害施策推進課】 7
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 8
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局こころの健康相談センター】 16
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更【健康福祉局こころの健康相談センター】 17
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の廃止【健康福祉局こころの健康相談センター】 18

【公告】

- △ 横浜みなとみらいホールの指定管理者の指定【文化観光局文化振興課】 19
- △ 能楽堂の指定管理者の指定【文化観光局文化振興課】 20
- △ 横浜市芸能センターの指定管理者の指定【文化観光局文化振興課】 21
- △ 市民ギャラリーの指定管理者の指定【文化観光局文化振興課】 22
- △ 市民文化会館の指定管理者の指定【文化観光局文化振興課】 23
- △ 精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定【健康福祉局障害施設サービス課】 24
- △ 事後調査計画書の提出【環境創造局環境影響評価課】 25
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【環境創造局水・土壌環境課】 26
- △ 同 【環境創造局水・土壌環境課】 27
- △ 同 【環境創造局水・土壌環境課】 28
- △ 同 【環境創造局水・土壌環境課】 29
- △ 公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】 30
- △ マンション建替組合設立の認可に係る事業計画の縦覧【建築局住宅再生課】 31
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 32
- △ 同 【建築局調整区域課】 33
- △ 同 【建築局調整区域課】 34
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 35
- △ 同 【建築局調整区域課】 36
- △ 同 【建築局調整区域課】 37
- △ 同 【建築局調整区域課】 38
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 39

△ 同	【建築局建築指導課】	40
[区告示]		
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【西区地域振興課】		41
[区公告]		
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【神奈川区総務課】		42
[交通局]		
△ 横浜市高速鉄道モバイルI C乗車券取扱規程の一部を改正する規程【高速鉄道本部営業課】		43
[教育委員会]		
△ 公印の改刻及び廃止【総務課】		44

条 例

横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第48号

横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第3項」を「第38条第3項」に、「第24条第1項」を「第45条第1項」に改める。

第3条第1項中「第17条第3項」を「第38条第3項」に改める。

第4条第1項中「第24条第1項」を「第45条第1項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日から施行する。

告 示

横 浜 市 告 示 第 592 号

横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 告 示 内 容 の 変 更

横 浜 市 市 税 条 例 （ 昭 和 25 年 8 月 横 浜 市 条 例 第 34 号 ） 第 29 条 の 4 の 3 の 規 定 に よ る 控 除 対 象 寄 附 金 に つ い て 、 そ の 告 示 し た 内 容 に 次 の と お り 変 更 が あ っ た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 28 年 12 月 横 浜 市 告 示 第 722 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 3 年 6 月 1 日	N P O 法 人 あ っ ち こ っ ち	中 区 西 竹 之 丸 61 番 地 の 5	(新) 平 成 28 年 6 月 1 日 か ら 令 和 8 年 5 月 31 日 ま で
			(旧) 平 成 28 年 6 月 1 日 か ら 平 成 33 年 5 月 31 日 ま で

2 横 浜 市 市 税 条 例 に 基 づ く 控 除 対 象 寄 附 金 の 指 定 （ 平 成 28 年 11 月 横 浜 市 告 示 第 643 号 ） に よ り 告 示 し た 内 容 の 変 更

変 更 年 月 日	法 人 又 は 団 体 の 名 称	主 たる 事 務 所 又 は 事 業 所 の 所 在 地	寄 附 金 税 額 控 除 の 対 象 と な る 日 又 は 期 間
令 和 3 年 5 月 12 日	N P O 法 人 かな が わ 311 ネ ッ ト ワ ー ク	神 奈 川 区 大 口 仲 町 194 番 地 の 9	(新) 平 成 28 年 8 月 1 日 か ら 令 和 8 年 7 月 31 日 ま で
			(旧) 平 成 28 年 8 月 1 日 か ら 平 成 33 年 7 月 31 日 ま で

横浜市告示第 593 号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成21年2月横浜市告示第43号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
平成29年 6月19日	社会福祉法人横浜市福祉サービス協会	(新)西区桜木町6丁目31番地	平成20年1月1日
		(旧)神奈川区大野町1番地の25	

横浜市告示第 594 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年9月1日	紅雀介護サービス合同会社	紅雀の和音障害福祉	西区浅間町4丁目333番地の12	行動援護
同	合同会社 ilsole	訪問介護事業所 ilsole	戸塚区原宿四丁目4番15号	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
同	株式会社 スマイルアップ	ヘルパーステーション スマイルアップ	港南区芹が谷三丁目8番3号	行動援護
同	合同会社 つながるわ	つながるホーム	栄区上郷町969番地の1	共同生活援助
同	H M コミュニケーション株式会社	ヘルパーステーション あんず	栄区笠間四丁目2番3号	居宅介護、重度訪問介護
同	ケルビム・リンク合同会社	ケルビム・リンク合同会社	都筑区仲町台四丁目16番18号	同行援護
同	合同会社 サムズアップ	サムズアップ	都筑区東方町379番地の5	就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援

横浜市告示第 595 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業を次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

廃止年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の内容
令和3年8月31日	株式会社花菱グループ	ケアステーション・花菱港南台	港南区港南台四丁目1番3号	居宅介護、重度訪問介護
同	特定非営利活動法人横浜悠藍睦会	ちいさな種	都筑区東方町379番地の5	就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援
同	セントケア神奈川株式会社	セントケア鶴見	鶴見区市場大和町9番29号	重度訪問介護

横浜市告示第 596 号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関	所在地	診療科目	担当障害区分	指定医師名
令和3年7月1日	国家公務員共済組合連合会横浜栄共済病院	栄区桂町132番地	眼科	視覚障害	北嶋瑤子
同	一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	西区みなとみらい三丁目7番3号	眼科	視覚障害	永本崇
同	金沢文庫アイクニック	金沢区釜利谷東二丁目16番32号	眼科	視覚障害	福島真紀
同	社会福祉法人恩賜財団済生会神奈川県横浜市東部病院	鶴見区下末吉三丁目6番1号	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能・音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	北村充
同	社会福祉法人親善協会国際親善総合病院	泉区西が岡一丁目28番地の1	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能・音声機能・言語機能又はそしやく機能障害	福生瑛
同	公立大学法人横浜	金沢区福浦三丁目	脳神経内科	音声機能・言語機	小林絵礼奈

	市立大学 附属病院	9番地		能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由	
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12番1号	脳神経 内科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由	高橋 祐子
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県東 生会リハ ビション 院	神奈川区 西神奈川 一丁目13 番地の10	リハビリ テーション 科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由	三浦 治己
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	整形外 科	肢体不自 由	高橋 秀
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県横 生会東部 市東部病 院	鶴見区下 末吉三丁 目6番1 号	脳神経 外科	肢体不自 由	中川 祐
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	整形外 科	肢体不自 由	古屋 貫治
同	医療法人 社会緑成 会横浜総 合病院	青葉区鉄 町2,201 番地の5	整形外 科	肢体不自 由	峯岸 洋次郎

同	横浜掖済 会病院	中区山田 町1番地 の2	整形外 科	肢体不自 由	森田 彰
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	整形外 科	肢体不自 由	矢倉 一道
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12番1号	循環器 内科	心臓機能 障害	新井 紘史
同	医療法人 社団緑成 会横浜総 合病院	青葉区鉄 町2,201 番地の5	循環器 内科	心臓機能 障害	濱田 和幸
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	心臓血 管外科	心臓機能 障害	松本 淳
同	ファミリ ークリニ ックあざ み野	青葉区す すき野三 丁目2番 地の13	内科・ 外科・ 小児科	呼吸器機 能障害	石井 道人
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	救急科	呼吸器機 能障害	小川 史洋
同	独立行政 法人労働 者健康安 全機構横 浜労災病 院	港北区小 机町3,21 1番地	呼吸器 外科	呼吸器機 能障害	亀田 洋平
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	呼吸器 外科	呼吸器機 能障害	木越 宏紀
同	昭和大学	都筑区茅	呼吸器	呼吸器機	黒田 佑介

	横浜市北 部病院	ケ崎中央 35番1号	センタ ー内科	能障害	
同	医療法人 社団緑成 会横浜総 合病院	青葉区鉄 町2,201 番地の5	循環器 内科	呼吸器機 能障害	佐野照拓
同	横浜市立 市民病院	神奈川区 三ツ沢西 町1番1 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	濱川侑介
同	神奈川県 立循環器 呼吸器病 センター	金沢区富 岡東六丁 目16番1 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	山谷昂史
同	国家公務 員共済組 合連合会 横浜南共 済病院	金沢区六 浦東一丁 目21番1 号	呼吸器 内科	呼吸器機 能障害	湯本健太郎
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会横浜 市東部病 院	鶴見区下 末吉三丁 目6番1 号	泌尿器 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	案納忠譜
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属市民 総合医療 センター	南区浦舟 町4丁目 57番地	消化器 病センター 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	佐藤清哉
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	泌尿器 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	下山英明
同	国家公務 員共済組 合連合会 横浜南共	金沢区六 浦東一丁 目21番1 号	泌尿器 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	中園真聡

	済病院				
同	菊名記念病院	港北区菊名四丁目4番27号	泌尿器科	ぼうこう又は直腸機能障害	橋本湧
同	横浜市立みなと赤十字病院	中区新山下三丁目12番1号	外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	田村裕子
同	国家公務員共済組合連合会横浜南共済病院	金沢区六浦東一丁目21番1号	腎臓高血圧内科	じん臓機能障害	春原須美玲
同	独立行政法人国立病院機構横浜医療センター	戸塚区原宿三丁目60番2号	腎臓内科	じん臓機能障害	毛利史將
同	横浜市立市民病院	神奈川区三ツ沢西町1番1号	消化器内科	肝臓機能障害	友成悠邦
同	医療法人会横浜鶴見中央眼科	鶴見区鶴見中央一丁目2番1号	眼科	視覚障害	長谷川智之
同	静恩会あおば眼科	青葉区つじが丘の24番地の23	眼科	視覚障害	羽田奈央
同	汐田総合病院	鶴見区矢向一丁目6番20号	神経内科	音声機能・言語機能又はそしゃく機能障害、肢体不自由	佐野正彦
同	昭和大学藤が丘リ	青葉区藤が丘二丁目	リハビリテーション	音声機能・言語機能	橋本圭司

	ハビリテーション病院	目1番地の1	シヨウ科	能又はそ しやく機 能障害、 肢体不自 由	
同	医療法人 社団青葉 社会牧野 ハビリテ ーション 病院	緑区鴨居 三丁目32 番33号	脳神経 外科	肢体不自 由	青木伸夫
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	整形外 科	肢体不自 由	石川翼
同	聖隷横浜 病院	保土ヶ谷 区岩井町 215番地	整形外 科	肢体不自 由	木内均
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	整形外 科	肢体不自 由	瀬上和之
同	医療法人 社団明芳 会新戸塚 病院	戸塚区川 上町690 番地の2	内科	肢体不自 由	檜垣のり子
同	国家公務 員共済組 合連合会 横浜南共 済病院	金沢区六 浦東一丁 目21番1 号	脳神経 外科	肢体不自 由	間中浩
同	昭和大学 横浜市北 部病院	都筑区茅 ヶ崎中央 35番1号	内科、 リウマ チ膠原 病内科	肢体不自 由	三輪裕介
同	横浜市立 みなと赤 十字病院	中区新山 下三丁目 12番1号	循環器 内科	心臓機能 障害	有馬秀紀
同	国家公務 員共済組 合連合会 横浜南共 済病院	金沢区六 浦東一丁 目21番1 号	循環器 内科	心臓機能 障害	一色亜美

同	神奈川県立循環器呼吸器病一センター	金沢区富岡東六丁目16番1号	心臓血管外科	心臓機能障害	大中臣 康子
同	社会福祉法人恩賜済生会神奈川県横浜市南区	港南区港南台三丁目2番10号	循環器内科	心臓機能障害	清 國 雅 義
同	公立大学法人横浜市立大学附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	心臓血管外科	心臓機能障害	町 田 大 輔
同	横浜新緑総合病院	緑区十日市場町1, 726番地の7	内科、呼吸器内科	呼吸器機能障害	小 澤 哲 二
同	横浜磯子区呼吸器内科クリニック	磯子区森一丁目9番1号	内科、呼吸器内科、アレルギー科	呼吸器機能障害	林 伸 充
同	医療法人社団緑成会横浜総合病院	青葉区鉄町2, 201番地の5	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害	藤 井 正 一
同	公益財団法人明徳会清水ヶ丘病院	南区清水ヶ丘17番地	内科	ぼうこう又は直腸機能障害	正 木 忠 彦
同	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	旭区矢指町1, 197番地の1	消化器・一般外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	内 藤 正 規
同	社会福祉	鶴見区下	外科	ぼうこう	松 本 松 圭

	法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 会 横 浜 市 東 部 病 院	末 吉 三 丁 目 6 番 1 号		又 は 直 腸 機 能 障 害 、 小 腸 機 能 障 害	
同	社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 濟 生 会 支 部 神 奈 川 県 濟 生 会 横 浜 市 南 部 病 院	港 南 区 港 南 台 三 丁 目 2 番 10 号	消 化 器 内 科	肝 臟 機 能 障 害	菱 木 智

横浜市告示第 597 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として次のとおり指定した。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年10月1日	さいた脳神経・糖尿病クリニック	青葉区市ケ尾町25番地の6	病院又は診療所
同	オーロラ薬局 神大寺店	神奈川区神大寺四丁目8番7号	薬局
同	きぼう薬局	青葉区藤が丘一丁目24番地の13	同
同	オレンジ薬局 保土ヶ谷店	保土ヶ谷区釜台町41番7号	同
同	薬局トモズ反町店	神奈川区反町3丁目17番地の2	同
同	オーケー港北店薬局	都筑区葛が谷8番	同
同	ハーモニー ミント薬局	青葉区市ケ尾25番地の7	同
同	日本調剤 リコパ鶴見薬局	鶴見区鶴見中央三丁目1番30号	同
令和3年11月1日	陽だまりクリニック 美しが丘	青葉区美しが丘15番地の4	病院又は診療所

横浜市告示第 598 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年 12月2日	(新)和田神経クリニック	栄区桂町 702 番地	病院及び診療所
	(旧)和田神経科		
令和3年 6月1日	スマイル薬局	(新)中区港町5丁目 18番地	薬局
		(旧)中区尾上町5丁目 73番地	
令和3年 6月1日	薬局・マドンナ	(新)南区大岡五丁目 1番3号	同
		(旧)南区大岡三丁目 7番11号	

横 浜 市 告 示 第 599 号

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め
 の 法 律 に 基 づ く 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療)
 の 廃 止

障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 (平 成 17 年 法 律 第 123 号) 第 59 条 第 1 項 に 規 定 す る 指 定 自 立 支 援 医 療 機 関 (精 神 通 院 医 療) か ら 、 次 の と お り 廃 止 し た 旨 の 届 出 が あ っ た
 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和3年 7月14日	樹診療所 とみおか	金沢区富岡西二丁目1番10号	病院及び診療所
令和3年 5月31日	ひとみ薬局 港南台店	港南区港南台六丁目33番19号	薬局
令和3年 6月30日	はまりハ訪問看護リハビリステーション 緑	緑区十日市場 866番地の5	訪問看護

公 告

横 浜 市 公 告 第 640 号

横 浜 み な と み ら い ホ ー ル の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 み な と み ら い ホ ー ル の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
中 区 山 下 町 2 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 理 事 長 近 藤 誠 一	令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で

横 浜 市 公 告 第 641 号

能 楽 堂 の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
基 づ き 、 能 楽 堂 の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 能 楽 堂	中 区 山 下 町 2 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 理 事 長 近 藤 誠 一	令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で
久 良 岐 能 舞 台	東 京 都 港 区 芝 4 丁 目 1 番 23 号	株 式 会 社 シ グ マ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ 代 表 取 締 役 社 長 村 上 雅 弘	同

横浜市公告第 642 号

横浜市芸能センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、横浜市芸能センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜にぎわい座	中区山下町 2番地	公益財団法人横浜 市芸術文化振興財 団 理 事 長 近 藤 誠 一	令和4年4月1日 から令和9年3月 31日まで

横 浜 市 公 告 第 643 号

市 民 ギ ャ ラ リ ー の 指 定 管 理 者 の 指 定

地 方 自 治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 の 規 定 に
基 づ き 、 市 民 ギ ャ ラ リ ー の 指 定 管 理 者 と し て 、 次 の 者 を 指 定 し た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横 浜 市 民 ギ ヤ ラ リ ー	中 区 山 下 町 2 番 地	公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 / 西 田 装 美 株 式 会 社 共 同 事 業 体 代 表 者 公 益 財 団 法 人 横 浜 市 芸 術 文 化 振 興 財 団 理 事 長 近 藤 誠 一	令 和 4 年 4 月 1 日 か ら 令 和 9 年 3 月 31 日 ま で

横浜市公告第 644 号

市民文化会館の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市民文化会館の指定管理者として、次の者を指定した。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市市民文化会館関内ホール	西区西平沼町6番1号	かんないアート & メディアパートナーズ 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ 代表取締役社長 熊谷典和	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
横浜市吉野町市民プラザ及び横浜市岩間市民プラザ	同	吉野町・岩間アート & メディアパートナーズ 代表者 株式会社 t v k コミュニケーションズ 代表取締役社長 熊谷典和	同

横浜市公告第 645 号

精神障害者生活支援センターの指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、精神障害者生活支援センターの指定管理者として、次の者を指定した。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区精神障害者生活支援センター	泉区下飯田町 355 番地	社会福祉法人横浜市社会事業協会 理事長 佐々木 寛 志	令和4年4月1日から令和14年3月31日まで

横 浜 市 公 告 第 646 号

事 後 調 査 計 画 書 の 提 出

横 浜 市 環 境 影 響 評 価 条 例 （ 平 成 22 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 46 号 ） 第 38
条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 横 浜 市 現 市 庁 舎 街 区 活 用 事 業 に 係 る 事 後
調 査 計 画 書 の 提 出 が あ っ た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 公 告 第 647 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
30 年 8 月 横 浜 市 公 告 第 570 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
港 北 区 師 岡 町 字 沼 上 耕 地 760 番 の 7 か ら 760 番 の 10 ま で、760
番 の 12、800 番 の 10 及 び 800 番 の 11 の 各 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
ふ っ 素 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
土 壌 汚 染 状 況 調 査 の 試 料 採 取 等 を 省 略 し て 形 質 変 更 時 要 届 出 区
域 に 指 定 さ れ た 土 地 に つ い て、当 該 省 略 し た 調 査 の 過 程 を 改 め て
実 施 し た 結 果、土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 す る こ と を 確 認 し た た め

横 浜 市 公 告 第 648 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 平 成
30 年 9 月 横 浜 市 公 告 第 662 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を
解 除 す る。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 亀 ノ 甲 山 655 番 の 一 部
- 2 土 壌 含 有 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 649 号

土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壤 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壤 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
2 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 36 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 島 畑 527 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壤 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壤 の 掘 削 に よ る 除 去

横 浜 市 公 告 第 650 号

土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 の
解 除

土 壌 汚 染 対 策 法 （ 平 成 14 年 法 律 第 53 号 ） 第 11 条 第 2 項 の 規 定 に 基
づ き、土 壌 汚 染 対 策 法 に 基 づ く 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 指 定 （ 令 和
2 年 1 月 横 浜 市 公 告 第 37 号 ） に よ り 指 定 し た 区 域 の 一 部 の 指 定 を 解
除 す る。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 解 除 す る 形 質 変 更 時 要 届 出 区 域 の 所 在 地
栄 区 金 井 町 字 島 畑 527 番 の 1 の 一 部
- 2 土 壌 溶 出 量 基 準 に 適 合 し て い な か っ た 特 定 有 害 物 質 の 種 類
鉛 及 び そ の 化 合 物
- 3 講 じ ら れ た 汚 染 の 除 去 等 の 措 置
基 準 不 適 合 土 壌 の 掘 削 に よ る 除 去

横浜市公告第 651 号

公園の設置

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公園を設置する。

その関係図面は、横浜市環境創造局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	区域	面積	主な公園施設	供用開始の期日
鶴見花月園公園	鶴見区鶴見一丁目1番の1	別図のとおり	42,174 m ²	多目的広場、複合遊具、ベンチ、便所、水飲み	令和3年11月1日

別図（省略）

横 浜 市 公 告 第 652 号

マンション建替組合設立の認可に係る事業計画の縦覧
マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、港南台こまどり団地マンション建替組合設立の認可申請があったので、同法第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

施行マンションとなるべきマンション又はその敷地について権利を有する者は、同法第11条第2項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、横浜市長に意見書を提出することができる。

令和3年10月25日

横浜市長 山中竹春

- 1 縦覧期間
令和3年10月25日から令和3年11月7日まで（休庁日を除く。）
- 2 縦覧場所
中区本町6丁目50番地の10
横浜市建築局住宅部住宅再生課
- 3 縦覧時間
午前9時から午後5時まで

横 浜 市 公 告 第 653 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 元 年 12 月 26 日 第 31 開 1505 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 東 京 都 渋 谷 区 道 玄 坂 1 丁 目 21 番 1 号
 東 急 不 動 産 株 式 会 社
 代 表 取 締 役 岡 田 正 志
 東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 1 丁 目 20 番 2 号
 積 水 ハ ウ ス 株 式 会 社 東 京 マ ン シ ョ ン 事 業 部
 事 業 部 長 迫 田 秀 樹
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 栄 区 小 菅 ケ 谷 一 丁 目 1,899 番 の 1

横 浜 市 公 告 第 654 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 3 月 22 日 第 2020 開 1718 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
港 北 区 新 横 浜 二 丁 目 14 番 地 の 30
株 式 会 社 イ ン タ ー プ ラ ン
代 表 取 締 役 佐 々 木 博 生
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 奈 良 町 842 番 及 び 846 番 の 各 一 部

横 浜 市 公 告 第 655 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 3 年 6 月 1 日 第 2021 開 602 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
旭 区 二 俣 川 2 丁 目 21 番 地 の 1
津 久 見 建 設 株 式 会 社
代 表 取 締 役 鷲 原 浩
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
港 南 区 日 野 二 丁 目 119 番 の 2 、 119 番 の 6 、 119 番 の 7 の 一 部
、 119 番 の 8 、 123 番 の 1 、 123 番 の 4 か ら 123 番 の 6 ま で 、 12
3 番 の 7 の 一 部 及 び 123 番 の 8 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 656 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 5 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 10 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
5.00 m
- 4 道 路 の 延 長
5.15 m
- 5 指 定 の 場 所
南 区 中 村 町 2 丁 目 141 番 の 8
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 ル ー ク ・ リ ア ル エ ス テ ー ト
代 表 取 締 役 小 島 歩

横 浜 市 公 告 第 657 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 11 ・ 6 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 10 月 14 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
17.51 m
- 5 指 定 の 場 所
港 北 区 大 倉 山 六 丁 目 2,143 番 の 1 及 び 2,439 番 の 一 部
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 佐 藤 千 尋

横 浜 市 公 告 第 658 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 18 ・ 1 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 10 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
20.38 m
- 5 指 定 の 場 所
都 筑 区 東 山 田 町 1,439 番 の 1
- 6 申 請 者 の 氏 名
ツクミエステート株式会社
代 表 取 締 役 嘉 村 隆 宏

横 浜 市 公 告 第 659 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 道 路 の 位 置 の 指 定

建 築 基 準 法 (昭 和 25 年 法 律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 位 置 を 指 定 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 指 定 番 号
第 2021 ・ 15 ・ 2 号
- 2 指 定 年 月 日
令 和 3 年 10 月 12 日
- 3 道 路 の 幅 員
4.50 m
- 4 道 路 の 延 長
24.93 m
- 5 指 定 の 場 所
栄 区 小 菅 ケ 谷 二 丁 目 1,817 番 の 5 、 1,817 番 の 11 、 1,817 番 の
12 及 び 1,817 番 の 14
- 6 申 請 者 の 氏 名
株 式 会 社 C a s a M i a
代 表 取 締 役 笠 原 穰

横 浜 市 公 告 第 660 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 33 ・ 140 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 3 年 9 月 30 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
56.40 m
- 5 廃 止 の 場 所
泉 区 中 田 西 四 丁 目 139 番 の 11 地 先 か ら 143 番 の 1 地 先 ま で

横 浜 市 公 告 第 661 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ
く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

令 和 3 年 10 月 25 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

1 廃 止 年 月 日

令 和 3 年 10 月 7 日

2 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員

4.00 m

3 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長

33.00 m

4 廃 止 の 場 所

瀬 谷 区 二 ツ 橋 町 461 番 の 15 地 先 から 469 番 の 9 地 先 まで

区告示

西区告示第5号（令和3年10月11日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、南幸自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月11日

横浜市西区長 寺岡洋志

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	城 勘 博 次 西区南幸二丁目12番 5号	河 内 宗 次 郎 西区南幸二丁目10番 13号

区 公 告

神奈川区公告第 167 号（令和 3 年 10 月 7 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 3 年 10 月 7 日

横浜市神奈川区長 日比野 政 芳

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
横 24 - 12 浜 横 浜	令 和 3 年 4 月 3 日

交 通 局

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年10月25日

横浜市交通事業管理者

交通局長 三 村 庄 一

交通局規程第17号

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

横浜市高速鉄道モバイルIC乗車券取扱規程（令和2年8月交通局規程第16号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「会員メニューに掲示のある所定の購入申込書を印刷し必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しとを併せてサポートセンターへ郵送し、購入に必要な申し込みを行うものとする。」を「サポートセンターに対して所定の申し込みを行い、第3項に規定する方法により購入に必要な証明書類等を提出するものとする。」に改め、同条中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定による提出方法は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 購入申込書に必要事項を記入のうえ、通学証明書の本通又は通学定期乗車券購入兼用証明書の写しを併せて郵送する。
- (2) 電子ファイル化した通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用証明書を送信する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

教 育 委 員 会

横 浜 市 教 育 委 員 会 告 示 第 26 号

公 印 の 改 刻 及 び 廃 止


次 の と お り 公 印 を 改 刻 し 、 及 び 廃 止 す る 。

令 和 3 年 10 月 25 日


横 浜 市 教 育 委 員 会

教 育 長 鯉 淵 信 也

1 改 刻

公 印 の 名 称	使 用 開 始 年 月 日	印 影
横 浜 市 立 下 郷 小 学 校 長 印	令 和 3 年 10 月 25 日	 (方 21 ミ リ メ ー ト ル)

2 廃 止

公 印 の 名 称	廃 止 年 月 日	印 影
横 浜 市 立 下 郷 小 学 校 長 印	令 和 3 年 10 月 25 日	 (方 21 ミ リ メ ー ト ル)